

お知らせ

## 町野球場の春季臨時予約を受け付けます

町野球場を利用して、合宿練習を行う各種団体が増えています。施設をより円滑に利用していただくために、春季の臨時予約を受け付けます。

- 【貸出期間】平成22年2月20日(土)~平成22年4月11日(日)  
町が主催する行事等がある場合には貸し出しできません。
- 【申込対象】町内団体及び町内の宿泊施設を利用する町外団体  
町外団体については、宿泊業者による代理申請をすることができます。
- 【申込期間】11月10日(火)~11月20日(金)正午まで  
(休館日は除く)  
利用日が重なった場合は、話し合いまたは抽選になります。
- 【抽選期日】11月20日(金) 15:00 公民館にて
- 【申込先 問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

## 新型インフルエンザの受診について

新型インフルエンザによる医療機関での受診が増加し、外来が混雑しています。重症化予防、感染拡大防止のため、以下のことにご注意ください。

- (1)持病をお持ちの方は、発熱時の対応について、あらかじめかかりつけ医に相談しておきましょう
- (2)医療機関が診療時間外の場合は、次の相談機関を上手に利用しましょう  
小児救急電話相談(土日祝を含む 19:00~22:00)  
TEL # 8000  
新型インフルエンザ相談窓口  
夷隅健康福祉センター(平日 8:30~17:30)  
TEL 73-0145  
千葉県庁(土日祝を含む 6:00~22:00)  
TEL 043-223-4411
- (3)救急以外での救急外来の受診は控えましょう
- (4)症状がないにもかかわらず、念のため検査をするなど、診断目的での受診は、おやめください。
- (5)受診の際は、あらかじめ医療機関に電話をかけてください。  
【問い合わせ】保健福祉課保健事業班 TEL 68-6717

# おんじゅく お知らせ版



発行日 平成21年11月10日 NO.540

編集 御宿町企画財政課 68-2512  
http://www.town.onjuku.chiba.jp/

お知らせ

## 一時保育の利用について

保護者が、一時的・緊急的に家庭での保育が出来ない場合にお子さんを保育所で一時的にお預かりする制度です。

非定期型	緊急型	リフレッシュ型
保護者が就労・就学している場合や定期的な通院・看護・介護をしている場合等により家庭での保育が断続的に困難な方 【保育範囲】 平均週3日 (月12日以内)	保護者の疾病・出産・災害・事故・看護・葬式等により緊急的に保育を希望する方 【保育範囲】 月15日以内	育児に伴う保護者の精神的・身体的負担を解消するため一時的に保育を希望する方 【保育範囲】 月2日以内

- 【対象】町内在住の乳幼児  
(生後10ヶ月以上で就学前の健康な乳幼児)
- 【時間】(平日)8:30~16:30(最大8時間)  
(土曜日)8:30~11:30
- 【費用】1時間 300円(利用の都度頂きます)  
昼食時は食事代300円が別途必要です。(乳児は食事代がかかりませんが、ミルクの持参をお願いします。)
- 【その他】お預かりできる人数には限りがありますので、詳しくは各保育所または保健福祉課までお問い合わせください。  
【問い合わせ】岩和田保育所(3歳未満) TEL 68-2944  
御宿保育所(3歳以上) TEL 68-2459  
保健福祉課福祉介護班 TEL 68-6716

## 交通事故にご注意ください

現在、いすみ警察署管内における交通事故の原因は、主に昼間時間帯における国道128号線での安全確認の不徹底によるものです。交通事故は、当事者双方に身体的、精神的、経済的痛手が伴います。国道走行中や国道に出る際は、安全確認をしっかり行ないましょう

【問い合わせ】いすみ警察署 TEL 62-0110

お知らせ

## 休日における 年金相談・手続きについて

社会保険事務所、年金相談センターでは、休日の年金相談・手続きを予約制で実施しています。

- 【11月の実施日】  
14日(土)、15日(日)、28日(土)、29日(日)
- 【時間】9:30~16:00
- 【予約方法】実施日の前営業日までに予約をしてください。
- 【予約専用電話】  
千葉社会保険事務所 TEL 043-242-6324  
千葉年金相談センター TEL 043-241-1165  
千葉社会保険事務所茂原分室では実施していません。

## 動物による危害防止対策について

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。動物を飼う方は、以下のことに注意して適正に飼いましょう

- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなど、飼い主が分かるようにしましょう。犬には、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ずつけなければなりません。
- 犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。1頭1頭の着実な実施によって、国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。
- 犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる時は、短い引き綱で制止しながら行いましょう
- フンの後始末をしましょう。道路や公園でのフン害の苦情が増えています。
- 猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険から守ることができます。
- 飼い主が分からない犬や猫には、むやみにエサを与えないようにしましょう
- サル、ヘビ、ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合には、直ちに保健所、警察へ通報してください。
- 動物は責任を持って最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも動物を絶対捨てずに、動物愛護センター等に相談してください。
- 【問い合わせ】  
夷隅健康福祉センター TEL 73-0145  
千葉県動物愛護センター TEL 0476-93-5711